

提案書イメージ

～略～

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にのっとり、本市におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び役割、議会及び執行機関の責務等を定め、市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とします。

【説明】

第1条は、この条例の目的について定めています。

- ・目的規定は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にそって、この条例は何を定めているかをより具体的に示したものです。
- ・「前文に掲げられたまちづくりの基本理念」とは、前文の2 段目にある「市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築する」と、「市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負う」の2つを指しています。

～略～

(市民の参加の機会の保障)

第〇条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

【説明】

第〇条は、市政への市民の参加を推進するために、市がすべきことを定めています。

- ・第1項は、市民に市政への参加の機会を保障するために必要な制度の整備について定めています。なお、家庭、仕事など様々な事情により参加が困難、あるいはできない市民も実態として多く存在しています。また、まちづくりに対する関心が低く、機会があっても参加しない市民も多く存在しています。したがって、このような事情のある人々、関心が低い人々にも参加していただけるよう、配慮・工夫しなければなりません。また、まちづくりの計画・実施・評価・見直しの各段階で参加の機会を設けることも必要です。「多様」には、こういった意味も含まれています。
- ・第2項は、市は、市民の意見や提案を求め、有用なものについては市政の運営に反映していくことを定めています。なお、「多様な方法を用いて」とは、パブリックコメント、タウンミーティング、市民参加のワークショップ、審議会、市民アンケートなど、その時代やその計画等の特性を考慮して用いていくことを想定しています。